

# 保険法人検査申請書 (兼受取証)

## 住宅保証機構株式会社 宛

すまい給付金に係る「施工時における住宅瑕疵担保責任保険法人による検査」を以下により申請します。「保険法人検査実施確認書」の交付前までに対象建築物の計画又は建設工事の変更を行う場合は、変更部分の検査申請関係図書を提出し申請します。また、検査において是正の指摘を受けた場合は速やかに必要な措置を取ります。

保険法人検査は、すまい給付金に係る「施工時における住宅瑕疵担保責任保険法人による検査」を実施したことを確認する「保険法人検査実施確認書」を発行するためのものです。「保険法人検査実施確認書」は検査を実施した住宅について瑕疵がないことを保証するものではありません。また万一、検査実施箇所について不具合が生じた場合でも、保険金の支払いを請求することはできません。

|                               |   |   |  |          |           |               |                  |   |   |      |
|-------------------------------|---|---|--|----------|-----------|---------------|------------------|---|---|------|
| ご注意<br>白又キ部分は必須項目です。必ずご記入下さい。 | 申請日   | 20 年 月 日  | 申請受付番号   | S        |           |               |                  |   |   |      |
|                               | 住所<br>フリガナ<br>〒   | フリガナ<br>フリガナ  |  |          |           |               |                  |   | 発行業務約款、個人情報<br>の取り扱いに関する<br>事項に同意し、申請し<br>ます。 |      |
| 申請者                           | 氏名または<br>商号   |   |  |          |           |               |                  |   | 印   |      |
|                               | 代表者名  |   |  |          |           |               |                  |   |   |      |
| 現場情報                          | 代表電話番号  | —   |  |          |           |               |                  |   |   |      |
|                               | 住居表示または<br>現場所在地<br>(地名・地番)   | 〒   | 住棟<br>名称   |          |           |               |                  |   |   | フリガナ |
| 申請概要                          | 住宅取得者<br>(一戸建のみ)  | フリガナ  |  |          |           |               |                  |   |   |      |
|                               | 住宅区分  | <input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 共同 (総住戸数 戸) | 階数   | 地上<br>地下 | 階         | 延床面積          | . m <sup>2</sup> |   |   |      |
| 住宅種類                          | <input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 併用 (住宅部分の床面積が建物全体の1/2以上)   | 耐火建築物<br>(共同のみ)   | <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 |          |           |               |                  |   |   |      |
| 設計施工基準<br>第3条確認               | <input type="checkbox"/> 有 番号 ( )   | 検査手数料   | 円  |          |           |               |                  |   |   |      |
| 工法 (構造)                       | <input type="checkbox"/> 木造軸組 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 木質ﾌﾞﾗｯｸ <input type="checkbox"/> 鉄骨ﾌﾞﾗｯｸ <input type="checkbox"/> コンクリートプレハブ <input type="checkbox"/> RC <input type="checkbox"/> SRC<br><input type="checkbox"/> スチールハウス <input type="checkbox"/> ログハウス <input type="checkbox"/> 補強CB <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> その他 ( ) |   |  |          |           |               |                  |   |   |      |
| 工事完了予定日<br>(検査希望日)            | ①基礎<br>配筋完了   | 20 年 月 日  | ②中間階<br>床配筋完了  | 2層目      | 20 年 月 日  | ③中間階<br>床躯体完了 | 2層目              | 20 年 月 日  |   |      |
|                               | ④屋根板<br>配筋完了  | 20 年 月 日  | ⑤屋根(防水)<br>工事完了  | 10層目     | 20 年 月 日  | 10層目          | 20 年 月 日         | 工法(構造)種別に応じて記入願います。<br><input checked="" type="checkbox"/> 木造 : ①⑤<br><input checked="" type="checkbox"/> RC造 : ①④ (4層以上は①②⑤)<br><input checked="" type="checkbox"/> S造 : ①⑤ (4層以上は①③⑤) |   |      |
| 検査立会者                         | 会社名   | 氏名  |  |          | 緊急<br>連絡先 |               |                  |   |   |      |
|                               |   |   |  |          | FAX       |               |                  |   |   |      |
| 申請担当者                         | 住所  | 〒   |  |          | 緊急<br>連絡先 |               |                  |   |   |      |
|                               | 所属  | 氏名  |  |          | FAX       |               |                  |   |   |      |
| 請求書送付宛先                       | <input type="checkbox"/> 申請者(代表者)様宛て <input type="checkbox"/> 申請担当者様宛て  |   |  |          |           |               |                  |   |   |      |
| 添付書類                          | <input type="checkbox"/> 設計図書等一式 <input type="checkbox"/> 地盤調査報告書等<br><input type="checkbox"/> 設計施工基準第3条確認書(写) <input type="checkbox"/> 部屋番号の分かる資料(共同住宅の場合)   |   |  |          |           |               |                  |   |   |      |
| 受付内容                          | 特定取次店名  | 特定取次店連絡先  |  |          |           |               |                  |   |   |      |
|                               | 事務機関名   | 事務機関連絡先   |  |          |           |               |                  |   |   |      |
|                               | <input type="checkbox"/> 既着工住宅の申請   | 特定取次店   | 事務機関   | 住宅保証機構   |           |               |                  |   |   |      |
|                               |   |   |  |          |           |               |                  |   |   |      |

※ 受付窓口の受付印(日付印)のある写しを「受取証」として交付いたします。申請内容、添付書類の確認完了後に「引受承諾書兼請求書」を住宅保証機構から直送いたします。

## 保険法人検査実施確認書 発行業務約款

趣旨)

第1条

依頼者(以下「甲」という)及び住宅保証機構株式会社(以下「乙」という。)は、乙が別に定める基準に基づく検査(以下「検査」という。)を行い、保険法人検査実施確認書(以下「確認書」という。)を交付すること(以下「検査業務」という。)について、この約款(申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。

(甲の責務)

第2条

甲は、乙が別に定める申請書及び検査に必要な図書を乙に提出しなければならない。

2 甲は、乙の請求があるときは、乙の検査業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象(以下「対象住宅」という)の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

3 甲は、乙が検査業務を行う際に、対象住宅、対象住宅の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

4 甲は、引受承諾書に定められた額の手数料を、第5条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。

5 甲は、乙の検査において、乙が行った対象住宅が基準に基づき施工されていない旨の指摘に対し、速やかに必要な措置をとらなければならない。

6 甲は、乙から確認書の交付を受けた対象住宅の引渡しを行った場合は、当該対象住宅の発注者又は買主に当該確認書を交付しなければならない。

(乙の責務)

第3条

乙は、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、検査業務を行わなければならない。

2 乙は、検査業務を第4条に規定する日(以下「業務期日」という)までに行わなければならない。

3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(業務期日)

第4条

乙の業務期日は、最終回検査実施日の30営業日後とする。

2 乙は、甲が第2条に定める責務を怠った時、その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

(手数料の支払期日)

第5条

甲の手数料の支払期日は、引受承諾書に定める第1回目検査予定日の前日とする。

2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

3 甲が、手数料を支払期日までに支払わない場合には、乙は、確認書を交付しないことにより甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

4 再検査を行う場合の手数料は、当該再検査実施予定日の前日を支払期日とする。

(手数料の支払方法)

第6条

甲は、乙が別に定める手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。

2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(保険法人検査実施確認書交付前の変更申請)

第7条

甲は、確認書の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画又は建設工事の変更を行う場合は、速やかに乙に通知するとともに、変更部分の検査申請関係図書を乙に提出しなければならない。

2 乙が、第1項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の検査の申請を取り下げ、別件として改めて乙に検査を申請しなければならない。

3 前項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第8条

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、検査業務を業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除(申請の取り下げ)の場合、乙は業務の進捗度を勘案して手数料を收受するものとし、既に支払われている手数料が不足するときは不足額を甲に請求できる。甲は、既に支払った手数料が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第9条

乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、手数料を支払期日までに支払わない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、全部又は一部の手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、既に支払われている手数料が不足するときは不足額を甲に請求できる。さらに、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第10条

乙は、検査を実施することにより、甲の申請に係る住宅が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

2 乙は、検査を実施することにより、甲の申請に係る住宅に瑕疵がないことを保証しない。

3 乙は、甲が提出した検査申請関係図書に虚偽があることその他の事由により、適切な検査業務を行うことができなかった場合は、一切の責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第11条

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

(1) 警察、裁判所、国土交通省等の公的な機関から開示を求められた場合

(2) 既に公知の情報である場合

(3) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

(統計処理)

第12条

乙は、この契約による検査業務で得た情報を、個人のプライバシーを侵害しない方法で統計処理等を行うことができる。

(別途協議)

第13条

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は、平成25年8月19日から施行する。